

只木ゼミ夏合宿第3問検察反対尋問レジュメ

文責:1班

- 5 1. 弁護レジュメ1頁33行目において、「違法身分を構成的身分、責任身分を加減的身分と解する」としているが、このように解釈できる根拠は何か。
2. 弁護側の採用するB説に立つと、構成的身分であっても責任身分であれば不可罰となり、65条の解釈として不合理ではないか。また、加減的身分であっても違法身分であれば65条1項が適用されて非身分者が身分者と同じ罪で処罰されることになり、加減的身分犯
- 10 でありながら2項による加減がないため、不当に重く処罰することにならないか。
3. 弁護側がB説を採用するにあたり、違法身分犯と責任身分犯とを区別することが困難な場合(例えば212条の墮胎罪)や、違法身分と責任身分が混合している身分犯の場合(例えば202条の同意殺人罪)はどのように結論づけられるか。